

被害者を理解するための

Q & A

Q 夫婦ゲンカとはどう違うの？

A DVは、単なる夫婦ゲンカではなく、どちらかが、様々な暴力を使って、一方的に相手を支配する人権侵害行為です。加害者は夫婦ゲンカですからと言い訳をすることがありますが、暴力はどのような理由であっても許されるものではありません。

Q どうして逃げないの？

A DV被害者は、加害者からの身体的、精神的暴力などによって、心身ともに深く傷ついています。繰り返し暴力を受けていると、暴力に抵抗する気力もなくなってしまいます。

加害者から繰り返し「お前が悪いからだ」と言われ続けると「自分にも悪いところがあるから…」と思い込み、自分を責めるため、なかなか逃げる決心が付きません。

また、いったん逃げてもその後の生活のことを考え「自分さえ我慢すれば」と加害者のもとに戻ってしまうこともあります。

Q 子どもへの影響は？

A DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。

子どものいる家庭におけるDV(面前DVを含む)は、子どもへの心理的虐待にあたります。

DVは、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまいます。そして、子どものこころやからだに様々な影響を与えるといわれています。

相談窓口一覧

相談は無料、秘密は厳守します。
ひとりで悩まず相談してください。

■世田谷区の相談

→ 世田谷区 DV 相談専用ダイヤル ☎ 0570-074740

月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時

→ 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時

世田谷保健福祉センター子ども家庭支援課 ☎ 03-5432-2915

北沢保健福祉センター子ども家庭支援課 ☎ 03-6804-7525

玉川保健福祉センター子ども家庭支援課 ☎ 03-3702-1189

砧保健福祉センター子ども家庭支援課 ☎ 03-3482-1344

烏山保健福祉センター子ども家庭支援課 ☎ 03-3326-6155

→ 男女共同参画センターらぶらす
女性のための悩みごと・DV相談

☎ 03-6804-0815

毎週火・木曜 12時～16時、17時～20時

毎週水・土・日曜 10～13時、14～16時

(12月28日～1月4日を除く)

※LINEでの相談も実施しています



← 友だち追加はこちら

→ 男女共同参画センターらぶらす
男性相談

☎ 03-6805-2120

毎週水・土曜 18～21時

(12月28日～1月4日を除く)

※LINEでの相談も実施しています



← 友だち追加はこちら

■東京都の相談

→ 東京ウィメンズプラザ

● 一般相談 ☎ 03-5467-2455、DV専用ダイヤル ☎ 03-5467-1721

毎日(年末年始除く) 9時～21時

● 男性のための悩み相談 ☎ 03-3400-5313

毎週月・水・木曜(祝日、年末年始除く)

16時～20時、土曜13時～17時

● LINE相談「ささえるライン@東京」も実施しています
(詳しくはHPへ)

→ 東京都女性相談支援センター

☎ 03-5261-3110

月曜～金曜 9時～21時

土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日まで)

9時～17時

■警視庁の相談窓口

→ 警視庁総合相談センター #9110 又は ☎ 03-3501-0110

■夜間、緊急時

→ 警察(事件発生時)

110番

発行：生活文化政策部人権・男女共同参画課
令和7年8月発行



これって DV …?

ひとりで悩んで
いませんか

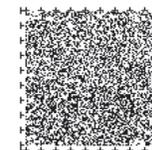
「配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する法律」が
あなたを支援します。



世田谷区



パープルリボンは
女性に対する暴力根絶運動の
シンボルマークです



このマークは目の不自由な
方のための音声コードです。

DV

(ドメスティック・バイオレンス) とは

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある相手や、このような関係にあった相手から振られる暴力のことを言います。

「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく、「大声でどなる」「無視する」「友人・知人との交際を制限する」などの行為もDVです。

DVの種類

身体的暴力

なぐる、ける、髪の毛を引っ張る、首をしめる、物を投げつける など

精神的暴力

大声でどなる、無視する、人前でバカにする、大切にしているものを壊す など

性暴力

見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる、性行為を強要する、避妊に協力しない など

経済的暴力

わずかな生活費しか渡さない、仕事に就くことを禁止する など

デジタル暴力

インターネット上で誹謗中傷する、携帯電話を使って監視する など

※男女間だけでなく、同性同士のカップルの間での暴力もあります。

DV被害者から相談を受けたら

被害者にとって、他人に相談することはとても勇気がいることです。相談を受けたら話をよく聞き「あなたは悪くない」と伝えましょう。そして、専門の相談機関に相談するようアドバイスしてください。

DV被害者を 守るために

◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

◆ 世田谷区配偶者暴力相談支援センターの機能整備

区は平成30年(2018年)12月に「世田谷区配偶者暴力相談支援センター」の機能を整備し、配偶者等からの暴力被害者へ総合的な支援を行っています。

支援の例

- ・DV被害者に関する通報の受理
- ・DV被害者の相談事実証明書の発行
- ・DV相談専用ダイヤルの設置
- ・保護命令制度の利用についての情報提供とその支援など

配偶者暴力相談支援センターの機能整備については、人権・男女共同参画課にお問い合わせください。

DVに関する相談は、
「世田谷区DV相談専用ダイヤル」等の
相談窓口にて受け付けています。

◆「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました

区は法の施行に伴い、令和7年3月に「基本的な方針」の策定を行い、今後の女性支援の方向性を示しました。詳細は、区のホームページよりご覧いただけます。

